

## ★国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

e-Tax で利用できる電子版の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も交付しています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」から電子版を受取ることができます。※電子送付希望の登録をすると、通知書の郵送は停止となります。

電子版の利用方法等については、日本年金機構のホームページに動画を掲載しています。

対象者		送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録をされた方	電子送付	令和5年10月中旬から下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」で事前に電子送付希望の登録をされた方	電子送付	令和6年1月下旬

なお、ご家族（配偶者やお子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

### 《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

相談日 11月14日(火)・28日(火)  
 相談場所 市立市民学習センター 104 研修室  
 相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付  
 ※定員に達した時点で受付は終了します。  
予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

### 《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

相談日 11月22日(水)  
 相談場所 浜田年金事務所  
 相談時間 13:00～16:00

☆要予約 11月14日(火)までに予約  
 予約方法 電話またはFAX ※代理可  
 (記載事項：住所、氏名、FAX 番号、相談内容、相談希望時間)



### [年金相談の予約・問い合わせ先] 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる書類が必要です。  
 ※浜田年金事務所での相談する場合も電話での予約が必要です。

## 11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、浜田年金事務所に問い合わせください。